

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月及び 59 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 4 月及び同年 5 月  
③ 昭和 54 年 4 月  
④ 昭和 59 年 7 月

申立期間①については、金銭出納帳に毎月 1,000 円の国民年金保険料を支出した旨を記載している。申立期間②については、A 市（現在は、B 市）から B 市に転居した後に、A 市の職員が自宅に国民年金保険料の集金に来たので、同職員を通じて保険料を納付した記憶がある。申立期間③及び④については、当時勤務していた美容室に C 銀行 D 支店の行員が集金に来ていたので、毎月、当該行員に保険料を預け、銀行から納付していた。昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票から、申立期間④の国民年金保険料を納付したことを証明できる。

それぞれの申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、申立期間は、それぞれ 1 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化が認められないこと、C 銀行 D 支店は、「申立期間当時、申立人が勤務する美容室に当行の行員が集金を行っていたので、国民年金保険料を預かることはあったと思う。」旨を回答していること、申立人が勤務していた美容室の店主も、「申立期間当時、集金に来ていた C 銀行 D 支店の行員に国民年金保険料を預けていた。」旨を証言しており、当該店主の申立期間に係る保険料が納付済みとなっていることを考え合わせると、申立人の申立期間③及び④の国

国民年金保険料がオンライン記録において未納と記録されているのは不自然である。

また、申立期間④については、申立人が所持する「昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額（申告による控除分）は、59 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料の合計額と一致しており、申立人は、申立期間④の国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 6 月頃に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、その時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、「申立期間①の国民年金保険料を遡って納付したことはないし、一括して保険料を納付したこともない。」と主張しており、申立人は、現年度保険料となる 50 年 4 月以降の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

また、申立期間①について、申立人は、「金銭出納帳に毎月 1,000 円の国民年金保険料を支出した旨を記載している。」と主張しているが、申立人が所持する金銭出納帳の昭和 49 年 3 月から同年 11 月までの摘要欄には、「国民・保、保険代（国）、国・保」、支払金額欄には、「1,000」と記載されており、その金額は、当時の国民年金保険料月額（900 円）と相違している上、当該金銭出納帳の申立期間①後の期間の摘要欄には、「国民年金、国・年金、年金、国年」と記載されており、これらの支払金額欄に記載された金額は、当時の国民年金保険料額と全て符合していることから、金銭出納帳に毎月 1,000 円を支出した旨の記載が、申立人の申立期間①の国民年金保険料の納付を示す記録とは推認し難い。

さらに、申立期間②について、申立人は、「A 市から B 市に転居した後に、A 市の職員が自宅に国民年金保険料の集金に来たので、同職員を通じて保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人は、昭和 51 年 5 月 1 日に B 市に転入していることが確認できるものの、前述の金銭出納帳には、同年 4 月に国民年金保険料 1,100 円を支出した旨の記載があるが、当該金額は、50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料月額と一致しており、昭和 51 年度の保険料月額（1,400 円）と相違している上、これ以外に同年度に国民年金保険料を支出したことをうかがわせる記載は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月及び 59 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B製造所（現在は、C社D工場）における資格喪失日に係る記録を昭和22年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和21年4月から22年4月までの期間は210円、同年5月は570円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年6月1日まで

A社から、夫は、昭和43年10月に勤続30年の表彰を受けている。しかし、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間において同社を退職した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

C社D工場から提出された申立人に係る人事記録（写）から、申立人は、申立期間を含む昭和12年11月20日から47年12月31日までA社B製造所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同じ部署に所属し、おおむね同じ職種であったことが推認できる従業員（一人）は、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かったため、会社を通じて社会保険事務所（当時）に申し出て記録が訂正された旨を証言しているところ、申立人と同様に、昭和21年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、22年6月1日に同被保険者資格を再取得していることが厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から確認でき、その後、申立期間に係る当該従業員の厚生年金保険の被保険者記録が訂正されていることがオンライン記録から確認できる。

さらに、A社B製造所の当時の社会保険事務担当者は、「昭和52年から平

成2年頃までの期間、40人から50人を超える従業員から年金の記録がおかしいという申出があり、当社が保管する人事記録、厚生年金保険の等級歴等を記載した資料、厚生年金保険被保険者資格喪失届（控）などを社会保険事務所に持参し、そのうち、これらの資料から厚生年金保険料の控除が認められた約9割の従業員については、被保険者記録が訂正された。」と証言している上、社会保険事務所の当時の担当者も、昭和60年から61年頃までに同社B製造所の従業員に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正したことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B製造所に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びC社D工場から提出された申立人の人事記録（写）から、昭和21年4月から22年4月までの期間は210円、同年5月は570円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた昭和46年4月から62年10月までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

（注） 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る辞令簿、回答、及び雇用保険の記録から、申立人は、同社に継続して勤務（昭和59年4月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和59年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「C営業所からD営業所に異動になった際、事務処理の誤りで、C営業所における被保険者資格の喪失日を昭和59年4月1日とすべきところを同年3月31日と届け出た。」と回答していることから、事業主が昭和59年3月31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 1051

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月1日から同年10月3日まで

A社に勤務していた昭和41年10月から平成21年3月までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めたい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社において確認した結果、申立期間当時、申立人が継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険料を控除していたと考える。」旨を回答している上、同社の事務担当者は、「当時の給与事務は、本社で行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「人事異動ではなく、C営業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった際、本社における被保険者資格の喪失日を昭和42年10月3日とすべきところを同年9月1日と誤って届け出た。」と回答していることから、事業主が昭和42年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 1052

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月3日まで

A社に勤務していた昭和41年11月から52年5月までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る賃金台帳、同社の回答、及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社において確認した結果、申立期間当時、申立人が継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険料を控除していたと考える。」旨を回答している上、同社の事務担当者は、「当時の給与事務は、本社で行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「人事異動ではなく、C営業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった際、本社における被保険者資格の喪失日を昭和42年10月3日とすべきところを同年9月1日と誤って届け出た。」と回答していることから、事業主が昭和42年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月1日から同年10月3日まで

A社に勤務していた昭和42年3月から平成20年3月までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めたい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社において確認した結果、申立期間当時、申立人が継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険料を控除していたと考える。」旨を回答している上、同社の事務担当者は、「当時の給与事務は、本社で行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「人事異動ではなく、C営業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった際、本社における被保険者資格の喪失日を昭和42年10月3日とすべきところを同年9月1日と誤って届け出た。」と回答していることから、事業主が昭和42年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 1054

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月1日から同年10月3日まで

A社に勤務していた昭和41年9月から44年7月までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る辞令簿、同社の回答、及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社において確認した結果、申立期間当時、申立人が継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険料を控除していたと考える。」旨を回答している上、同社の事務担当者は、「当時の給与事務は、本社で行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「人事異動ではなく、C営業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった際、本社における被保険者資格の喪失日を昭和42年10月3日とすべきところを同年9月1日と誤って届け出た。」と回答していることから、事業主が昭和42年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 1055

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月1日から同年10月3日まで

A社に勤務していた昭和41年4月から49年1月までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る賃金台帳、同社の回答、及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社において確認した結果、申立期間当時、申立人が継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険料を控除していたと考える。」旨を回答している上、同社の事務担当者は、「当時の給与事務は、本社で行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「人事異動ではなく、C営業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった際、本社における被保険者資格の喪失日を昭和42年10月3日とすべきところを同年9月1日と誤って届け出た。」と回答していることから、事業主が昭和42年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月1日から同年10月3日まで

A社に勤務していた昭和42年2月から平成16年3月までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めたい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社において確認した結果、申立期間当時、申立人が継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険料を控除していたと考える。」旨を回答している上、同社の事務担当者は、「当時の給与事務は、本社で行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「人事異動ではなく、C営業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった際、本社における被保険者資格の喪失日を昭和42年10月3日とすべきところを同年9月1日と誤って届け出た。」と回答していることから、事業主が昭和42年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 1057

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月1日から同年10月3日まで

A社に勤務していた昭和41年9月から平成2年2月までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めたい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社において確認した結果、申立期間当時、申立人が継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険料を控除していたと考える。」旨を回答している上、同社の事務担当者は、「当時の給与事務は、本社で行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「人事異動ではなく、C営業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった際、本社における被保険者資格の喪失日を昭和42年10月3日とすべきところを同年9月1日と誤って届け出た。」と回答していることから、事業主が昭和42年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年1月までの期間及び41年2月から57年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から40年1月まで  
② 昭和41年2月から57年11月まで

平成21年頃、社会保険事務所（当時）の職員が自宅に来て、同姓同名である兄嫁（申立期間当時、A市の実家に居住）の国民年金の記録が誤って私の記録に移管されているので、その記録を兄嫁に移管するとの説明を受け、内容を理解せずに承諾したが、その後、申立期間の納付記録が全て無くなっていることに気付いた。

時期は定かでないが、母親から、私が20歳になった際に国民年金の加入手続きを行い、私が結婚した後も、両親及び私の国民年金保険料を一緒に納付していたと聞いた。また、B市に転入後、自宅に国民年金に関するはがきが同市から届いたので、納付金額及び納付月数は覚えていないが、国民年金保険料を一度だけ一括納付した記憶がある。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間①及び②（申立期間②のうち、一括納付したと主張する期間を除く。）の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人に、申立期間①及び②の当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立期間①及び②の当時、申立人が居住していた市においても、申立人が国民年金に加入していたことが確認できな

い（誤って移管された兄嫁の国民年金の記録を除く。）ことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間で、制度上、母親が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったと推認できる。

さらに、申立期間②のうち、昭和41年5月から57年11月までの期間について、申立人は、「結婚（昭和41年5月）に伴い、A市から住民票を異動したが、母親が私の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人は、「自身の国民年金保険料納付書を母親に送ったことはない。」と述べているほか、A市に居住する母親が、住所地の異なる申立人の国民年金保険料を納付したとは推認し難い。

加えて、申立人は、「B市に転入後、自宅に国民年金に関するはがきが同市から届いたので、納付金額及び納付月数は覚えていないが、国民年金保険料を一度だけ一括納付した。」と主張しているが、昭和57年4月以降に、B市で初めて作成された申立人の国民年金被保険者台帳には、誤って兄嫁から申立人に移管された国民年金の記録以外に国民年金保険料を納付した記録は無く、そのほかに申立人が保険料を一括納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、昭和57年4月から平成21年6月までの期間、申立人の記録として管理されていた国民年金手帳記号番号は、A市が保管する国民年金被保険者名簿において兄嫁の生年月日が記載されていること、当該被保険者名簿の資格取得年月日は、兄嫁の20歳到達日となっていること、及び当該国民年金手帳記号番号は、兄夫婦に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、当該払出時点において、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったことから、社会保険事務所は、当該国民年金手帳記号番号に係る昭和57年3月以前の国民年金の記録は、兄嫁の記録であるとして、平成21年6月に申立人から兄嫁に当該記録を移管する処理を行っているが、その処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 1058

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで  
申立期間は、A事業所B部C課に勤務し、厚生年金保険料が給料から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 12 月 10 日までA事業所B部C課に勤務していた旨を申し立てているが、同事業所から提出された申立人の在職証明書から、申立期間直後の同年 11 月 1 日から同年 12 月 10 日まで臨時職員としてB部C課に勤務していたことが確認でき、当該期間はオンライン記録と一致している上、同事業所は、「申立期間以前に申立人を臨時職員として雇用した記録は無く、雇用開始時（昭和 45 年 11 月）における申立人の履歴書に、「昭和 45 年 9 月 1 日～同年 9 月 15 日（D部E課・日々雇用）、昭和 45 年 9 月 19 日～同年 10 月 3 日（D部E課・日々雇用）」との記載はあるが、短期間の日々雇用職員は社会保険に加入させていないので、当該期間について厚生年金保険料を控除することはない。なお、申立期間当時の健康保険及び厚生年金保険に関する届書、賃金台帳等は保管していない。」旨を回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A事業所B部C課に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に被保険者資格の取得日が訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。